

第1章 運動部活動とは

1 学校教育としての部活動

(1) 学校教育活動における部活動の位置付け

学校教育活動は、学習指導要領に示された各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等で定められた「教育課程」と呼ばれる内容と、学校が計画する休み時間や登下校、放課後等の課外活動等が含まれる「教育課程外」の内容で構成されており、部活動は、「教育課程外」で行われる学校教育活動と位置付けられています。

(2) 学習指導要領の規定

学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」については、以前は、クラブ活動との関連で言及されていましたが、平成10年の中学校学習指導要領改訂により、記述がなくなりました。

平成20年1月の中央教育審議会の答申において、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされ、中学校学習指導要領（平成20年）及び高等学校学習指導要領（平成21年）の総則に初めて部活動が明記されました。

さらに、今回の学習指導要領改訂において、中学校学習指導要領（平成29年）第1章総則第5の1ウ及び高等学校学習指導要領（平成30年）第1章総則第6款の1ウでは、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意するとともに、地域等の各種団体と連携を図りながら持続可能な運営体制が整えられるものとする等、以下のとおり示されました。

中学校学習指導要領（平成29年3月）・高等学校学習指導要領（平成30年3月）【抜粋】

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学生（高校生）の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、とすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験を

する場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

運動部活動は、学習指導要領に示されているとおり、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指す学校教育活動において、重要な役割が期待されています。

(3) 「栃木県教育振興基本計画 2020 -教育ビジョンとちぎ-」との関連

県教育委員会では、とちぎの子どもたちが、学校教育で培った力を基盤にして生涯にわたり学び続け、主体的に社会に参画し、広い視野をもって未来をつくっていけるようにすることが大切であると考え、以下を本県教育の基本理念としました。

【教育基本理念】

とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって
ともに歩み続ける人間を育てます

この基本理念の下、本県教育が目指す基本目標は3つです。

部活動顧問をはじめとする部活動指導者は、活動を通じて、これらの基本目標が達成

できるよう、計画的に目的を持って指導に携わることが重要となります。

【本県教育の基本目標】

学びの基盤をつくる 志を立て未来をつくる 育ちあえる絆をつくる

ア 学びの基盤をつくる

自主的、自発的な参加により行われる運動部活動では、基本的な体力や技術を身に付け、規律を守る大切さや挨拶など社会に役立つ人を育てます。

イ 志を立て未来をつくる

部活動参加の目的は生徒によって様々です。多くの人との関わりの中で、多様な価値観に触れ自己実現を図れる生徒の育成を目指します。指導者は、生徒それぞれの目標を明確にし、その目標に向かって粘り強く取り組める態度を養います。

ウ 育ちあえる絆をつくる

異年齢や同学年など幅広い年齢層の仲間と活動を通じ、協調性や社会性を身に付けます。

2 運動部活動の意義

- 運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒同士が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。
- 体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいと考えられます。

